

昭島市立清泉中学校 P T A 会則

第一章 総 則

第1条 < 名称 >

本会は昭島市立清泉中学校 P T A (以下「清泉中 P T A」という)と称し、事務局を昭島市立清泉中学校内におく。

第2条 < 目的 >

本会は学校・家庭及び社会における生徒の健全育成のために努力し、併せて会員相互の教養を高めると共に、親睦を図る事を目的とする。

第3条 < 会員 >

本会は昭島市立清泉中学校 (以下「清泉中学校」という) に在学する生徒の保護者 (以下「保護者」という) と同校に勤務する教職員 (以下「教職員」という) を会員とする。

第二章 事 業

第4条 < 事業 >

本会はその目的達成のために次の事業を行う。

1. 生徒の健全育成に関する事業
2. 会員の研修に関する事業
3. 学校の施設・設備の改善と充実に関する事業
4. 緊急事態宣言など、不測の状況下では、学校と協議し可能な範囲での事業
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 本部役員及び会計監査

第5条 < 本部役員 >

本会に次の本部役員 (以下「役員」という) をおく。ただし、以下の人数を上まわる役員の選出があった場合は、総会の承認を受け、その人数を変えることができる。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 4名 (保護者3名及び副校长)
3. 庶務 3名 (保護者2名及び教職員1名)
4. 会計 3名 (保護者2名及び教職員1名)

第6条 < 会計監査 >

本会に保護者から選出された会計監査2名をおく。

第7条 < 校長の助言 >

校長は各会議に出席し、本会のすべての運営に関し、助言ができる。

第8条 < 役員及び会計監査の任務 >

役員及び会計監査 (以下「役員等」という) 選出は、別に定める「P T A会則細則」により選考委員会が行い、総会の承認をうけるものとする。ただし、教職員については、校長の指名に基づくものとする。

第9条 < 役員及び会計監査の任務 >

役員等の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
3. 庶務は会長の指示を受け、会務を処理する。
4. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を司り、監査を受け、総会に決算報告をする。また、次年度の予算を編成し、総会にて承認を得る。
5. 会計監査は会計の監査をし、その結果を総会に報告し、承認を得る。

第10条 < 役員及び会計監査の任期 >

役員等の任期は1年とし、再選を妨げない。

第四章 各種委員会

第11条 < 各種委員会 >

本会に次の各種委員会（以下「委員会」という）をおく。

1. 1学年委員会
2. 2学年委員会
3. 3学年委員会
4. 広報委員会

第12条 < 各種委員会の選出・構成及び担当事業 >

委員の選出・構成および担当する事業内容は次の通りとする。

1. 学年委員会は当該学年の各学級より選出された保護者二名と学年の教職員若干名で構成される。主に第4条〈事業〉を当該学年単位で実施する。
2. 広報委員会は各学級より選出された保護者一名と学年より選出された教職員一名で構成される。主に第4条〈事業〉に関する広報活動を担う。
3. 委員のうち、教職員は校長の指名による。
4. 本部役員及び各種委員会は相互に連携協力し、第4条〈事業〉を実施する。
また、清泉中学校学区内の環境整備および地域関係団体との協力体制の推進を図る。

第13条 < 各種委員長・副委員長・書記・会計の選出 >

各種委員長・副委員長及び書記・会計は委員の互選によるものとする。

第14条 < 各種委員の任務 >

委員は担当事業の検討を行い、実施する。

第15条 < 各種委員の任期 >

委員の任期は1年とし、再選は妨げない。

第五章 会議

第16条 < 会議 >

本会の会議は次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 各種委員会
5. その他

第17条 < 総会 >

1. 総会は正会員をもって構成し、最高議決機関である。

2. 総会は定期総会、臨時総会とする。

- (1) 定期総会は毎年、年度初めに開催し、次の事項の審議をし、議決、承認を得る
 - ア 前年度の事業並びに決算報告
 - イ 前年度会計監査報告
 - ウ 新年度本部役員候補者の報告
 - エ 新年度事業計画及び予算
 - オ その他必要な事項
- (2) 総会は会員の2分の1の出席をもって可決する（委任状を含む）
- (3) 議決は出席者数の過半数をもって可決する（委任状を含む）
- (4) 臨時総会は会長が必要と認めた時、もしくは、会員からの要求に対し、本部役員会の必要性を認めるとき、所要の措置を講じ、開催する
- (5) 総会は会長が必要と判断した時、書面等による総会とすることができます
それに際し、ホームページなどを利用し、電子を含む書面等の採決を可能とする
また会の成立は、前項の規定2. 及び3. を必要とする

第18条 < 会議の招集 >

役員会及び運営委員会は、会長が隨時招集し、開催する。ただし、当該役員会、運営委員会の過半数の役員、委員から会議の開催要請があつた時は、会長はこれを招集しなければならない。

第19条 < 本部役員会の構成及び議事 >

役員会は役員等をもって構成し、運営委員会への提案事項を協議する。また、PTA事業に関する簡易な事項及び緊急を要する事項について協議、決定する。

第20条 < 運営委員会の構成及び議事 >

運営委員会は役員及び各種委員会の委員長・副委員長をもって構成し、役員会から提案された事項を協議、決定する。また、委員会の活動を報告する。

第21条 < 各種委員会の招集 >

各種委員会は委員長が招集する。ただし、各種委員会の構成委員の過半数から要請がある時は、委員長はこれを招集しなければならない。

第22条 < 会議の議決 >

会議の議決は出席者の過半数をもって成立する。

第六章 会計

第23条 < 島入 >

本会の島入は、会費、寄付金、事業収入、利息をもって当てる。ただし、会費は1世帯1口として納入するものとする。

第24条 < 会費 >

会費は総会の議決を経て、予算の定めるところによる。

第25条 < 会計年度 >

会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第26条 < 会費の月割額徴収及び返金 >

年度途中に転入した者の会費の徴収額は、事実が発生した翌月からの月割りにより算出した額とする。また、転出した者に対しても同様の方法により返金するものとする。

ただし、端数は切り捨てで徴収・返金するものとする。

第27条 < 会費の免除 >

会費は事情により役員会の承認を得て免除することが出来る。

第七章 総則

第28条 < 会則の変更 >

本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

第29条 < 細則 >

本会則の施行にあたり、必要な細則は運営委員会により定めることが出来る。

付 則

1. 昭和36年 4月23日 施行
2. 昭和37年 4月29日 一部改正
3. 昭和47年 4月 1日 一部改正
4. 昭和50年 5月10日 一部改正
5. 昭和52年 5月 2日 一部改正
6. 昭和54年 3月17日 一部改正
- 昭和54年 4月 1日 施行
7. 昭和61年 4月19日 一部改正
8. 平成 7年 5月20日 一部改正
9. 平成11年1月29日 全面改正
10. 平成15年 5月23日 一部改正
11. 平成19年 5月18日 一部改正
12. 平成22年 5月21日 一部改正
13. 平成24年 5月12日 一部追記

第五章 第17条<総会>の項
総会成立・議決可決条件について

14. 平成24年 5月12日 一部追記

第六章 第26条<会費の月割額徴収及び返金>の項
月割額端数の取り扱いについて

15. 平成30年 5月12日 一部改正

第三章 第5条<本部役員>の項

16. 令和 3年 5月15日 一部改正・追記

第二章 第4条<事業>の項
第五章 第17条<総会>の項

昭島市立清泉中学校 P T A会則 細則

第1条 < 細則の根拠 >

本会則は昭島市立清泉中学校PTA会則（以下「会則」という）第29条に基づき定める。

第2条 < 学年委員の選出 >

学年委員は、4月に各学級から保護者2名を選出する。

第3条 < 広報委員の選出 >

広報委員は、4月に各学級から保護者1名を選出する。

第4条 < 各種委員長等の任務 >

委員長は、必要に応じて委員会を招集し議事を進める。ただし、委員の過半数の要請があった時は、委員長は委員会を招集しなければならない。

第5条 < 副委員長・書記・会計の任務 >

副委員長は、委員長を補佐し、委員長の不在の時は職務を代行する。書記は委員長の指示を受け、会の記録にあたる。会計は決められた予算内の支出管理を行い、年度末に本部会計へ報告する。

第6条 < 選考委員の選出 >

選出方法は、各種委員会から互選された代表（各委員会より3名以上、原則として各小学校地区から各1名以上）、教職員1名（副校长）をもって構成する。

第7条 < 選考委員会の目的 >

選考委員会は、会則第三章第8条に基づき、次年度の本部役員候補者を選考する。

第8条 < 選考委員会の役職等 >

選考委員会には、委員から互選された委員長1名、副委員長2名、書記2名、会計2名を置く。

第9条 < 本部役員等候補者の選考方法 >

選考方法は次の通りとする。

1. 現会員に本部役員等候補者の推薦を依頼する。（自薦、他薦を問わない。）
2. 新1年生の保護者は他薦のみとする。
3. 各役職別に候補者を選考する。
4. 候補者が定員に満たない場合は、1、2年の会員を対象に抽選とする。
5. 委員長は本部役員等の候補者を運営委員会に報告する。
6. 委員長は、本部役員等を総会に諮り承認を得る。

第10条 < 選考委員の任期 >

選考委員会は、毎年9月に発足し、次年度の総会における本部役員等の承認を受けた後に解散する。

第11条 < 細則の改正 >

本細則の改正の必要が生じた場合、運営委員会の協議により決定する。

第12条 < 本部役員の定数 >

昭島市公立中学校PTA協議会会长校当番年、または運営委員会でその必要性を認められた年度に限り、会計、庶務をそれぞれ2名まで本部役員として定数を増やすことができる。

平成19年 1月 9日 一部改正

平成24年 3月 9日 一部改正 第11条< 細則の改正 >の項

平成28年 1月 15日 一部改正 第 6条< 選考委員の選出 >の項

第 8条< 選考委員会の委員長等 >の項

第 9条< 本部役員等候補者の選考方法 >の項

第12条< 本部役員の定数>の項

昭島市立清泉中学校 P T A 慶弔規定

第1条 < 本規定の根拠 >

本規定は、昭島市立清泉中学校 P T A 会側第一章第2条に基づき定める。

第2条 < 慶弔見舞金 >

本規定は昭島市立清泉中学校に在学する生徒及び同中学校 P T A 会員に適用される。

(1) 生徒及び会員が死亡した場合の弔慰金

| | |
|---------------|---------|
| ア. 生徒の場合 | 10,000円 |
| イ. 生徒の保護者の場合 | 10,000円 |
| ウ. 教職員の場合 | 10,000円 |
| エ. 教職員の配偶者の場合 | 10,000円 |

(2) 生徒及び会員が傷害、病気の場合

| | |
|------------------------|--------|
| ア. 生徒の傷病見舞い (入院1ヶ月以上) | 5,000円 |
| イ. 教職員の傷病見舞い (入院1ヶ月以上) | 5,000円 |

(3) その他、必要と認められる場合は、本部役員会の協議のよって決め、運営委員会に報告をする。

第3条 < 館別品 >

教職員の転退職の際には、本部役員会で協議し館別品を贈る。

第4条 < 部活動奨励金 >

部活動の振興援助を目的として、下記ア、イに該当する部に対して、記載の金額を上限として援助する。但し、その年度の予算状況や派遣先等を考慮し、会長が会計役員と協議し決定する。

| | |
|------------|---------|
| ア. 関東大会出場部 | 10,000円 |
| イ. 全国大会出場部 | 30,000円 |

第5条 < 規定の改正 >

本規定に改正の必要が生じた場合は、運営委員会の協議により決定する。

清泉中学校 P T A 組織図

